

第4章

公民館運営審議会



1 公民館運営審議会のあゆみ

公民館運営審議会のあゆみ

公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の実施につき調査審議する機関である。

当市の場合、委員の任期は1期2年、定数10人で構成されている。1977（昭和52）年公民館開館時は、社会教育委員が“兼任”という形でスタートしたが、1981（昭和56）年10月に本来の形としての審議会となった。

1997（平成9）年度から2006（平成18）年度の10年間の審議会は大変多忙な10年間であった。

審議会は館長からのたび重なる諮問を受け、小委員会、視察研修、学習会等を開催して答申をするに至った。

1997年7月に出された地方分権推進委員会第2次勧告は社会教育行政にも少なからず影響を及ぼした。それに続く1999（平成11）年の地方分権一括法による社会教育法第29条の改正で、審議会の法的な位置づけが大きく変わった。以前は公民館に審議会を置かなければならないという「必置規定」であったが、改正では公民館に審議会を「置くことができる」とし、任意になった。

審議会では議論を重ね、改正後の社会教育法と福生市公民館条例を照らし合わせ、法が改正されても条例を改正する必要性はなく、むしろ、館長の諮問機関であり、また住民と公民館を結ぶパイプ役としてこれからも公民館とともに住民の学習を支援する審議会の果たす意義はあるとの結論を出し、条例を変えずに存続要望書を教育委員長・教育長・館長宛に提出した。

なお、近隣の自治体ではこれを期に審議会の廃止や、老朽化した公民館から生涯学習センター等に生まれ変わり、そのために審議会が廃止され

たところもある。

法律の改正によって審議会は任意設置となったが、かつては選出する委員について1号、2号、3号と呼ばれる枠が決まっていた。現在では法的根拠が失われているが、今でもその流れに即して選出されている。

1999（平成11）年7月には、館長から「NPO（特定非営利活動）法人への対処について」（①NPO法人の公民館利用について ②公民館のNPO法人への支援の方法と内容 ③公民館における物品の販売について」という諮問がされた。定例の審議会や小委員会を開催するなど、NPO法人と公民館との関わりやNPO法人が公民館を利用する際のガイドライン、支援の方法等について検討した。今後、NPO法人の数も増加し、活動分野も多岐にわたり、その活動も多様化していくことが予想される中で、現時点ではすべて予想して網羅したルール作りは困難と思われ、一定の考え方を示し問題が発生した場合はその都度審議会でも検討することとし、2000（平成12）年2月10日に答申した。

また、2003（平成15）年に地方自治法の改正による公的施設の管理運営が、従来の「委託制度」から「指定管理者制度」を導入できるようになった。このことによって、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応し、NPO、民間会社の経営能力や活力を十二分に生かし、行政サービスの向上を図るとともに経費の削減を図ることを目的としている。

政府の行政改革・規制緩和政策で「民間にできることは民間で」の考え方のもと、福生市でも庁内あげての取りくみがされてきた。2007（平成19）年度には学童クラブと児童館が指定管理

者による管理代行となり、今後は社会教育施設なども対象となっている。

他市においては財政上の理由で、公民館や社会教育施設の統廃合がなされ、公共性が大きく問われる動きも起きた。

当市でも、2005（平成17）年8月3日、館長から「公民館の管理運営について」三つの項目（①指定管理者制度導入について ②自主サークル活動の公共性のあり方 ③事業評価について）の諮問を受けた。特に①の指定管理者制度の導入については緊急性を鑑み、早急に答申するため他市等の関連施設を視察し運営状況や公民館のあり方を定例審議会以外にも勉強会を開催し、検討した。そして公民館の本来の設置目的や役割を失いかねない指定管理者制度は、教育機関である公民館には導入すべきでないとの結論に達し、2005年11月30日付けで館長に答申した。

2006（平成18）年2月10日には、残りの2項目について答申した。

②「自主サークル活動の公共性のあり方について」は、サークル活動の主体は地域の住民であり、本館や分館で行われる「まつり」への参加を通してサークル間を超えた連帯や共同を育み、また、公民館のつどいや研修会に参加することで、地域住民としての当事者意識を生み合意形成を得る学びの機会となる。このようなサークル活動の実態をみずから公表することで、活動の中身が住民に理解と共有を得ることが重要だとの答申をした。

また、③「事業評価について」は、行政改革や公民館予算削減の折、公金の支出についての説明責任が問われている。また、一つひとつの事業についてもその必要性や成果というものが問われてくる。

しかし、公民館職員は、市民の学びを支援することで結果的に住民が安心できる地域社会、公共の福祉を実現するために尽力する役割があり、

教育的専門性が問われる。

また、事業については社会教育法などに沿った内容か、市民参画の有無、短期、長期の両側面からの評価、所期の目的達成度や次年度への課題や改善点の提示が必要と答申をした。

財政悪化により公民館予算も削減され、管理・運営にも大きな影響を及ぼしてきた。2003（平成15）年度から分館では正規職員1名が嘱託職員に代わったが、専門職員配置や正規職員存続の要望もしてきた。

審議会は関東甲信越静公民館研究大会（関ブロ）、東京都公民館研究大会（都公研）、都公連主催の研修会にも積極的に参加し、公民館に関する理解を深め、利用者交流会、連絡会での報告や情報の発信および収集に努めてきた。また、公民館主催講座・教室などに参加し、住民と公民館とのパイプ役となるようにしてきた。

最後になるが、2006（平成18）年12月に教育基本法が改正され、教育振興基本計画を各自治体が作成することになった。今後も福生市公民館の更なる発展のために審議会の果たす役割は重要だと思われる。



福生市公民館運営審議会の10年

田中 加代

1 運営審議会（審議会）の活動について

福生市に公民館が創設されて30周年を迎えました。公民館運営審議会（以下「審議会という」）は、公民館創設当時は社会教育委員が兼任する形でスタートし、その後、今のよう体制となって既に28年を迎えています。

現在1期2年、委員10名で月に1回定例会を開催し、様々な議題について論議しています。

また、東京都公民館連絡協議会（都公連）に加盟し、年1回開催される東京都公民館研究大会（都公研大会）、関東甲信越静岡ブロック研究大会（関ブロ研究大会）、都公連委員部会の研修会などに出席し、学習を深めています。

こうした場や機会に参加することは、公民館の抱える今日的課題や公民館そのものについて理解を深めるチャンスであると同時に、他市の委員や職員、市民のみなさんと交流を図り、各市の状況や情報を得て改めて公民館の役割と働きについて考えるという意味も大きいと思っています。

審議会のこうした活動や定例会について

は、市民の皆さんに報告することを目的として、2ヶ月に一度「公運審だより」を発行しています。

このような一連の審議会の活動は、審議会の先輩委員のみなさんが地道に積み上げてきた努力の賜物だと思います。

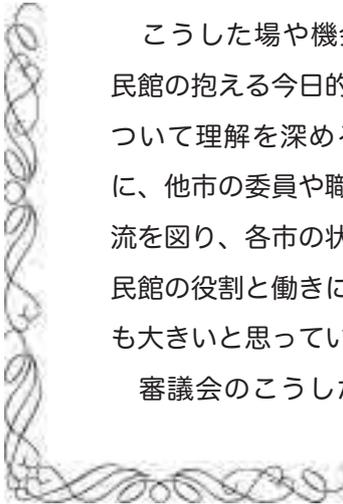
「公運審だより」は、うんしんおばさんと呼ばれた佐久間登世子さんが、第1号を手作りで発行したことに始まります。また、都公研大会や関ブロ研究大会への出席に公費が予算化されていることも、先人たちの熱心な学習意欲とそれを後押しした市民のみなさんの思いが実り、また真剣な市民の要求を受け止めてくれた公民館があって、現在があるのだと思います。

審議会のあゆみは、1期2年が終了すると「申し送り事項」にまとめられて時期の委員に引継ぎがされています。

今でもそして、これからも大切にしてほしい事柄や精神が生き続けているのです。

2 答申について

福生市公民館開館20周年から30周年までの10年間は、実に大きな意味のある10



年だったといえます。

先ず、いくつもの法改正がされました。法改正に伴い、様々な考慮すべき課題に直面し、館長より諮問が出されました。

1998（平成10）年「特定非営利活動促進法（NPO法）」施行に伴い、館長より「NPO法人の公民館利用について」諮問が出され、2000（平成12）年2月10日に答申いたしました。

また1999年、2001年には「社会教育法」が改正され、2003（平成15）年には「公民館の設置及び運営に関する基準」も改正されました。

それにより館長から「公民館の管理運営について」諮問が出され、2005（平成17）年11月30日に一部答申し、その後、2008（平成18）年2月10日に残りの部分についても答申いたしました。

審議会として、この二つの諮問に答申するという重大な責務を果たしてきましたが、答申に関わることで公民館について今まで以上に広く深く学ぶことが出来ました。

二つの諮問で「NPO法人の公民館利用について」を答申するに当たって審議会が一番大切な視点としたのは、市民による自主的なサークル活動と同様にとらえるということでした。市民の主体性や意思を尊重し、共に理解を深め一緒に活動していくということを答申の柱としたのです。

もう一つの諮問「指定管理者制度導入について」を答申するに当たって審議会では、先ず、福生市公民館創設の歴史をひもときました。そこには青年たちを中心に“市民一人

ひとりが自分自身の人生、生活を豊かにするための確かな学びと確実な知識、判断力を身につけながら成長していける公の施設を”という、熱い要望が実って創立したとありました。

福生市公民館が創設されてから30年間、全ての市民の学習の場、いこいの場、文化の拠点として公民館が地域に根ざし、在り続けたことの重要性を改めて捉え直し、さらに次世代へ確実に手渡したいと考えます。

3 審議会のこれから

2006（平成18）年12月「教育基本法」が改正され、教育振興基本計画を各自治体で作成する必要性が生じています。2007（平成19）年6月、館長より「福生市公民館の将来像について」という諮問が新たに出されました。2008年3月までに中間答申を提出し、12月に本答申を提出する予定です。

公民館が単に今までどおりの形で存在すれば良いのではなく、新たな時代背景と社会状況を踏まえ、その上で市民の学習の場が今後どのようにあるべきか、公民館がより発展していくためにどうあるべきか、公民館の未来を創造することが求められております。これは公民館利用者と住民にとって、大きな課題であると思います。

今後、市民の皆さんや職員の方たちと一緒に、公民館の将来を語り合い、答申に向けて活動を広げて行きたいと考えています。ぜひご参加をお願いします。

ともに公民館について考えましょう。

公民館運営審議会委員

1997（平成9）年度～1998（平成10）年度

役 職	氏 名	任 期
委員長	川邊 進	1997（平成9）年 4月1日 ～ 1999（平成11）年 3月31日
副委員長	鳥居 由幸	
委 員	青柳 福治	
委 員	石橋 初子	
委 員	河村 聡	
委 員	木村シズ子	
委 員	高橋 桂子	
委 員	田村 光男	
委 員	中村けい子	
委 員	前田 政一	

2001（平成13）年度～2002（平成14）年度

役 職	氏 名	任 期
委員長	田中 加代	2001（平成13）年 4月1日 ～ 2003（平成15）年 3月31日
副委員長	佐々木京子	
委 員	朝岡 幸彦	
委 員	有井 節子	
委 員	上田 勝三	
委 員	大杉 浩司	
委 員	平澤 美治	
委 員	山口 勇	
委 員	山崎 博	2002（平成14）年 3月31日まで
委 員	高橋 桂子	
委 員	小林 総一	2002（平成14）年 4月1日から

1999（平成11）年度 ～2000（平成12）年度

役 職	氏 名	任 期
委員長	田中 加代	1999（平成11）年 4月1日 ～ 2001（平成13）年 3月31日
副委員長	佐々木京子	
委 員	青柳 福治	
委 員	秋山 典子	
委 員	朝岡 幸彦	
委 員	井梅 義彰	
委 員	高橋 桂子	
委 員	龍野 幸雄	
委 員	田村 保	
委 員	吉田 洋子	

2003（平成15）年度～2004（平成16）年度

役 職	氏 名	任 期
委員長	田中 加代	2003（平成15）年 4月1日 ～ 2005（平成17）年 3月31日
副委員長	佐々木京子	
委 員	朝岡 幸彦	
委 員	有井 節子	
委 員	上田 勝三	
委 員	大杉 浩司	
委 員	嶋瀬 幸夫	
委 員	高水 清安	
委 員	平澤 美治	
委 員	本村 誠	

2005（平成17）年度 ～ 2006（平成18）年度

役 職	氏 名	任 期	
委員長	田中 加代*	2005（平成17）年 4月1日 ～ 2007（平成19）年 3月31日	
副委員長	高崎 賢啓**		
委 員	朝岡 幸彦		
委 員	市川 重一		
委 員	佐々木京子		
委 員	宍戸 千里		*委員長は2006年3月31日 まで。2006年4月1日か ら副委員長。
委 員	清水 由美		**副委員長は2006年3月 31日まで。2006年4月1 日から委員長。
委 員	高水 清安		
委 員	林 幸子		
委 員	本村 誠		

関プロ大会参加のみなさん（2003.8）



清水 雅美さん

2 公民館運営審議会答申

平成 12 年 2 月 10 日

福生市公民館長

島崎正雄 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 田中 加代

NPO（特定非営利活動）法人への対処について（答申）

平成 11 年 7 月 6 日付け（福教公発第 432 号）で諮問を受けました標記の件について、福生市公民館運営審議会（任期：平成 11 年～ 12 年度審議会）は、以下の通り答申いたします。

1 諮問から答申まで

1998 年（平成 10 年）12 月、特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されました。これを受け、1999 年（平成 11 年）7 月 6 日付けで福生市公民館運営審議会は、福生市公民館館長より「NPO（特定非営利活動）法人への対処について」という諮問を受けました。

諮問事項：社会教育機関としての公民館と、NPO 法人の関係について

NPO 法人の福生市公民館利用ガイドラインについて

私たち公民館運営審議会委員は、真に重大な審議課題を与えられたことを認識し、公民館と NPO 法人の今後について、さっそく資料・情報を収集し、各市における NPO 法人の活動についても研修を重ねました。

また、福生市における公民館の歴史の中から市

民が公民館に何を求め、公民館がどう応えてきたのかなど、公民館と市民の深い関わりの中から何を大切に育て合い成長し合ってきたのかを確認するとともに、今後の課題とこれからの展望についても検討して参りました。

審議に際しては、定例審議会において委員全員で討議し、また小委員会を設け慎重に審議を重ねた結果、以下の 3 項目を柱に、公民館運営審議会の今後の対応について検討いたしました。

- (1) NPO 法人の公民館利用について
- (2) 公民館の NPO 法人への支援の方法と内容
- (3) 公民館における物品の販売について

2 福生市公民館のあゆみと NPO 法人とのかかわりを考える（なぜ、今公民館で NPO のことを考えなければならなくなったのか）

1977 年（昭和 52 年）福生市公民館の開館からすでに 22 年が経過しようとしています。その

後、1979年(昭和54年)松林分館が、1980年(昭和55年)には白梅分館が開館し、地域住民のためのいこいの場、文化創造の広場、学習の場として、福生市の地域性を反映し暮らしに密着した課題の解決・解消にむけての学習など様々な事業や講座を開催し、参加した市民による自主的で継続的なサークル活動も活発に行ってきています。

公民館の運営にあたっては民主性を重んじ市民自らの意志を反映するため、公民館運営審議会が置かれ、市民のための市民による運営が位置づけられています。

社会状況は少子化・高齢化・国際化・情報化・核家族化が進み、また、経済のグローバル化が進む一方バブル崩壊により社会全体の景気悪化を生み、ますます複雑な様相を呈しています。こうした状況の中で地方分権が推進され、地域での市民活動・自治意識の向上が求められています。

特定非営利活動促進法(NPO法)が施行された後、法人格を取得したNPO法人は東京都で264団体(1999年12月9日現在)、福生市においてもすでに2団体が設立されています。

今後NPO法人はますます増加し様々な活動の展開が予想され、活発な市民活動は地域住民から期待されています。NPO法人という新しい枠組みをもった市民活動が提起する課題と視点を公民館として積極的に受け止め、これを公民館の役割と活動を見直すひとつの重要な契機とすることが求められているように思われます。

3 NPO法人の福生市公民館利用ガイドライン

(1) NPO法人の公民館利用について

社会教育法(以下「法」と言う)第10条では、「法人であると否とを問わず公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」を「社会教育関係団体」と認めています。

また、法第20条に記された目的に合致する活

動に対しては、福生市公民館条例の第11条をもって「法第20条の目的で使用する場合及び委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する」としています。つまり、公民館は上記の各条項に適合する限り、市民の自主的活動に等しく広く開かれており、その使用に際しては所定の手続きを行えば施設使用料を徴収しないこととなります。これはNPO法人においても、これらの条項を満たしていれば従来の公民館利用団体と同等に扱うことを意味します。

公民館が地域住民にとってのいこいの場・学習の場・文化創造の広場、地域づくりをめざす学習の場として位置づけられてきた経緯を理解し、NPO法人においてもこれらの視点を尊重することが望まれます。

(2) 公民館のNPO法人への支援の方法と内容

まず、公民館が行うことのできる第一の支援は、上記(1)で述べたように施設の利用に関するものです。

NPO法人の活動の多くは、その団体が直接係わる課題について学習し、実践するという循環型の活動であると思われます。公民館が積極的に支援できるのは、その内の学習という側面であろうと思われます。公民館(職員)本来の役割として、求めに応じて助言や情報を提供することがありますが、NPO法人に対しても同様な対応が必要と思われます。またこれとは反対に、公民館が新しい分野であるNPO法人の活動を知る上で、NPO法人からの情報を収集し、それらを必要とする市民・活動団体に提供するつなぎ手としての役割と、市民に対してNPO法人とどのような協働ができるかを助言する役割も加わると考えられます。

NPO法人の受け入れを契機にそれにあわせて既存の団体の活動範囲も積極的に見直していくという方向で平等化・公平化を図るという考えが大

切です。

しかし一方、公民館主催事業とNPO法人の事業が競合するような場合や、共催あるいは委託事業というような場合も想定されますが、その点について次のように考えます。

公民館主催事業は法第20条(目的)に記されているとおり、その事業は福生市の住民すべてに平等に広報され、市民の学習する権利を保障するために無料で提供されるのが原則です。公民館主催事業の方針に反することがないように参加費を徴収するものであってはなりません。また、その事業内容に関しては、法第22条及び第23条に適うもので、学習のテーマは地域の課題、人々の健康、生命、暮らしなどに関わるもので、その課題に取り組み解決をめざすもの(地域性と公共性のあるもの)、すなわち法第20条にいう公民館の目的を達成することを目指すものであることが条件となります。

これらのテーマに基づく連携をすすめる中で、公民館事業・公民館活動の新たな展開が生まれてくるものと思われま

(3) 公民館における物品の販売について

NPO法人の活動においては、収益事業もその活動の一環としているところも少なくないようですが、それらの団体が公民館においても販売を行いたいとすることを想定し、次のように考えます。

法第23条では、「もっぱら営利を目的とする」事業を行うことを禁じております。ただし、その販売行為が、教育機関としての公民館での市民の学習や共同活動のひとつとして行われる場合や、あるいは障害者等を視野に入れた市民の成長発達を保障する社会的自立体験として行われる場合は、禁止の範囲ではないと考えます。非営利団体であるNPO法人においても販売に関しては、販売の主旨と収支が公表されることが条件となります。

4 NPO法人に対する公民館運営審議会の今後の対応

今後、NPO法人の数も増え、活動分野も多岐にわたりその活動の具体的内容も多様化してくることが予想されます。現時点ですべてを予想したり網羅したルール作りはきわめて難しいものと思われま

NPO法人の公民館利用について、また、公民館利用の目的及び本答申で述べた(1)、(2)、(3)に関連した事項に問題が発生した場合、その都度公民館運営審議会にかけ検討審議することとします。このことは福生市公民館条例第17条2項に記されている公民館運営審議会の職務に含まれる「調査審議」事項として位置づけ、今後の公民館運営審議会に引き継がれていくことが重要と思われま

福生市公民館運営審議会

(任期：平成11年度～12年度)

委員長	田中加代
副委員長	佐々木京子
	青柳福治
	秋山典子
	朝岡幸彦
	井梅義彰
	高橋桂子
	龍野幸雄
	田村保
	吉田洋子

平成17年11月30日

福生市公民館

館長 坂本幸雄 様

福生市公民館運営審議会

委員長 田中加代

公民館の管理運営について（答申）

平成17年8月3日付け、福教公発第92号により諮問のあったこのことについて、本審議会（平成17・18年度）はその一部である“指定管理者制度導入”について緊急性に鑑みて以下のとおり答申いたします。

1 指定管理者制度導入について

教育機関である公民館には指定管理者制度導入はすべきでない。

2 自主サークル活動の公共性のあり方について

3 事業評価について

はじめに

福生市公民館運営審議会（平成17年、18年度）は、平成17年8月3日付けで「公民館の管理運営について」「指定管理者制度導入について」「自主サークル活動の公共性のあり方について」「事業評価について」福生市公民館長より諮問を受けました。

本審議会は公民館の置かれている現状を踏まえ、福生市における公民館創設の歴史をひもとき、さらに今何が課題であるのかをとらえ直した上で、これからの福生市公民館はどうあるべきなのかを答申の柱として、討議することといたしました。

特に、“指定管理者制度導入について”は、すでに指定管理者制度に関する条例（福生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例）が制定され、公共施設や社会教育施設においても見直しをする方針が出され、指定管理者制度を導入するのか、それとも従来どおり直営とするのかその決定を下す期限が迫っております。

指定管理者制度導入について、本審議会は、今後の公民館の存在そのものの意義を大きく変えてしまう重大な問題であり、早急に本審議会としての意思を明らかにする必要があるという結論に達し、ここに館長と本審議会全体の承認を得て先ず

「公民館の管理運営について」「指定管理者制度導入について」答申し、12月末までに“自主サークル活動の公共性のあり方について”“事業評価について”を答申いたします。

1 福生市公民館の歴史の概要

福生市公民館は、青年たちの“市民一人ひとりが自分自身の人生、生活を豊かにするための確かな学びと、確実な知識、判断力を身につけながら成長していける公の施設を”という熱い要望が実を結び、設立されて28年が過ぎようとしています。この間、本館と分館(2館)が設立されました。

公民館を創る動き

昭和47年 青年団体連絡協議会の中に文化施設研究会を発足させ、青年を中心に公民館に関する基本的な学習をはじめた。

昭和48年 「ふっさ公民館を創る市民の会」が発足し、婦人グループや一般市民へ公民館設立の呼びかけをした。また、他市への視察をはじめ「新しい公民館像をめざして」(昭和48年3月、東京都教育庁社会教育部発行)などの資料を基に、多数の市民が参加して学習会や講演会を開催し、意識を高めていった。この間、公民館だより(ニュース)を16回発行

昭和49年 「公民館建設」の請願書を、文化連盟とともに福生市議会に提出する。署名者数は1180名。

9月には、市議会において請願書が採択される。機関紙“わたしたちの公民館”を発行し、市民に向け公民館への理解を深めていく活動をする。

昭和50年 3月に公民館建設の予算が計上され、公民館設立が実現に向けて動き出す。

昭和52年 総工費14億円をかけ公民館(本館)が建設される。

昭和54年 松林分館が建設される。

昭和55年 白梅分館が建設される。

公民館設立以降の動き

設立当初の公民館は、充実した事業の開設と自主グループ団体の育成、援助が中心でした。公民館利用団体は、青年グループ、婦人グループ、文化活動グループの30団体でした。

昭和52年 開館当初から公民館の広報紙「館報—ふっさ市民会館・公民館」、現在の「公民館ふっさ」が発行され、市内全戸に配布された。

昭和56年 松林分館において、公民館利用者と地域住民が協力し合い地域の文化を掘り起こし、交流を深める目的で「だれでもなんでも展」が開かれ、本年(平成17年)は25回を迎えた。

昭和56年 10月に、公民館運営審議会は、公民館運営の主体は市民であるという考えのもと市民の声をより反映するために、社会教育委員会より独立した。

開館当初の公民館主催事業は、幼児から高齢者までを対象に展開され、事業終了後には自主グループ化し、公民館利用グループは増加していきました。活動ジャンルも、学習グループ、趣味文化グループと内容や参加する人も多種多様で、開館後10年目には、約200グループが活動するようになりました。その後も、幼児、少年、女性、青年、障がい者、高齢者、成人一般の事業は継続しています。

昭和57年 市民が出会い知り合い交流を深める目的で「公民館のつどい」が開かれ、本年(平成17年)24回を迎えた。

利用者の発表の場、交流の場として「白梅利用者発表会」が開かれ、現在は「白梅まつり」として、本年(平成17年)24回を迎えた。

平成11年 公民館利用者が共同し、お互いの関わりを深める目的で「本館まつり」が開かれ、本年7回目を迎えた。

平成16年 79の主催講座が開かれ、約220グループ団体が活動している。公民館本館、各分

館においての利用者連絡会、交流会は発展し、市民自治の充実と発展に大きな役割を果たしている。

福生市公民館の歴史には、その時代における日常課題にむけての講座や事業への取り組みがあり、今日も引き継がれています。しかし、一方では多くの課題も抱えています。

2 福生市公民館の役割と特色

福生市の公民館では、平成16年度に、公民館主催事業として学級講座が開かれ、延べ、8216人の市民が参加しています。講座の内容として、わかりやすいチラシ作成方法の講座や裁判員制度についての学習会等、身近な事から社会問題まで幅広く取り上げています。そして、多くの市民が関心を持って参加しています。いわば公民館は、市民が学習するきっかけ作りをしているのです。

公民館で活動しているサークル・団体同士の交流があるというのも公民館の特色のひとつです。それぞれに活動しているサークルが、交流会やまつりなどに参加し、自分達が取り組んでいる内容以外の世界に触れ、また世代間を超えた人間どうしの交流により、地域に古くから伝わる伝統文化を知り関心を持ち新たに参加することもできます。1団体だけでは問題解決ができない事柄も、共同で取り組むことによって解決することもあります。このような交流を通して市民各自が学習する機会を持つことはとても大切なことです。

福生市公民館は、「三多摩テーゼ」に語られている4つの役割「公民館は住民の自由なたまり場です」「公民館は住民の集団活動の拠点です」「公民館は住民にとっての『私の大学です』」「公民館は住民による文化創造のひろばです」を基本理念とし、運営されてきました。

しかし、公民館を利用した事のない市民からは「何をするとところなのか、わかりづらい、入りづらい」「敷居が高そう」という事をよく聞きます。それは、市民に対して「公民館が市民の自由な学

習の場」であることが知られていないことも多いのではと思われます。また公民館でサークル活動を続けている団体の中にも、活動内容が深まらないなどの問題が生じたり、方向性を見失ってしまうことさえ起こっています。そうした時、職員の支えが必要となります。市民と職員は共に学びながら成長していくことが求められます。そうしたつながりと信頼関係は一層重要となります。

3 教育機関としての公民館の可能性

公民館は教育機関であり社会教育施設のひとつだということに大きな意義があると考えます。

第4回ユネスコ国際成人教育会議宣言（1985年）の中で「人は生きていくために空気や水が必要であるように、人は生まれた時から生を終えるまで学習し教育を受けることが、必要であり権利である」とうたわれています。

公民館は、市民が人権、平和、民主主義を共同で学ぶことを目的とし、憲法、教育基本法、社会教育法に定められているように、学習する権利が保障されています。公民館における学習は、講座や事業であってもサークル活動においても参加者一人ひとりが、大切にされ、しかも自由に活動できるものでなくてはなりません。また公民館での学習文化活動は性別年齢などに関わりなく平等に保障されることが大切です。さらに市民の主体的な学習は短期間で終了するものではなく、継続的な支援が保障されることが不可欠な条件といえます。

一方、公民館創設の時代から60年余りが経過し創設当時には考えられなかった様々な学習ニーズが生まれてきています。公民館の限られた条件や財政の中で市民一人ひとりの学習要求に応えきれない状況もあります。また、情報手段も多様になりパソコンや携帯電話があれば世界中から瞬時に情報を得、発信できる時代でもあります。

こうした状況は、人の生活を便利にし部屋にい

ながらあらゆる知識を得、学習することも可能になってきました。しかし、人と人が日常生活を積み重ね、人と人が地域を作ることが社会であるならば、身近な生活課題や日々の暮らしの知恵、知識を得る必要はおのずと生じてくるものであります。

現代社会において最も必要とされているのは、実は人間同士の日常的な交流であり、そこから芽生える人との関係を学ぶことにあるともいえます。

不登校やひきこもり、また青少年の犯罪など、変化の激しい社会の中で、今様々なひずみが生じ、問題が起きています。そうした現状において、人間が人間らしく生き、地域で生き活きと暮らし、市民同士が連携し、人間性を取り戻す営みが公民館の相互学習から生まれると思われれます。公民館での主体的な共同学習は、地域に“市民力”を生み、福生市のあらゆる場において自治を育む核となり、大きな力となるに違いありません。

また、公民館が教育機関であるためには公民館職員の専門性と力量が大きな意味を持ちます。公民館職員は事業の充実とともに市民活動の教育的側面を支え、ある時はコーディネーターとして市民と公民館利用者、また市民と行政を結ぶ役割も求められます。職員と市民は、常に時代に即した公民館の新たな可能性を生み出すために共同することが必要です。

4 指定管理者制度導入について

1999年地方分権一括法が成立して以来、地方分権が進み、国は地方自治体に対して地方自治体の独立と責任を増大する方向で改革を行っています。そうした一連の流れの中で2003年の地方自治法改正は、「指定管理者制度」の導入という形で公的社会教育の民営化を一挙に加速させる動きとなってきました。

これまで公民館、図書館、博物館などの社会教育施設については、民間事業者が介入することは

ないと考えられていましたが、文部科学省における2005年1月の全国主管部課長会議における「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」では、「指定管理者制度を適用し株式会社など民間事業者にも館長業務を含め、全面的に管理を行わせることができること」と示し、公民館、図書館、博物館などに対しても適用することができるとしました。

このことは、公民館が憲法、教育基本法、社会教育法を基に今まで市民と共に培ってきた基盤（前項3において述べたとおり）を全て覆してしまいかねない重大なことであります。

しかし、一方で財政上の問題から、他市においては社会教育施設の統廃合や公民館の生涯学習センターへの移行など、公民館の公共性を大きく後退する動きも起こりつつあります。公民館利用者による活動がただ安穩に施設を利用し、個人レベルの関心にとどまるような活動を続けていれば、創設以来の歴史の中で培ってきた公民館における公共性の意義を失ってしまいます。

本審議会は今後の公民館を考えていく上でも、すでに公共の社会教育施設で指定管理者制度を導入している大田区男女平等推進センター（エセナおおた）を訪ね、実際に管理運営にあたっている特定非営利活動法人「男女共同参画おおた」（以下「男女共同参画おおた」）の代表者に会い、どのような方針で運営されているのか、今後の活動そして課題について、話しを聞いてきました。

「男女共同参画おおた」による事業方針は明確で、原則としている男女平等推進の視点が貫かれており、そうした事業は住民の大きな支持を得て、利用者も増えているということでした。しかし、参加者が少ない場合、充実した内容の事業であっても見直しをし、継続するかどうかを検討するということでした。それでは少人数の学習要求には応えられないこととなります。また参加者がいろいろな講座に興味を持って、資料代や時に参加

費の負担がかかるならば、いつでも誰でも自由に学習できるというわけにはいかなくなります。

また、「男女共同参画おおた」が、高い意識を持ち確かな視点で事業を行い、管理運営面でも確実な成果を上げたとしても、大田区が再度協定を結ぶかどうかは確定ではないということです。このような協定のあり方は「男女共同参画おおた」にとっても非常に不安定であり、利用者にとっても長く学習を続けようとするのを立ち切ってしまうことにもなりかねません。また、「男女共同参画おおた」の経営が危うくなった場合、撤退することも考えられます。これでは、到底市民の主体的で継続的な学習活動を支援できないことになります。

指定管理者制度の導入は、福生市公民館が28年間の歴史の中で、大切に育んできた市民の自主的で主体的な活動を衰退させ、いつでも誰でも、自由に学べる場であるべき公民館の公的教育機関としての役割を全く失ってしまうこととなります。

公民館は先にも述べたとおり、人権、平和、民主主義の原理を学び、地域住民相互の交流や学習を深める場です。公民館は公的教育機関としての意義を見失うことなく原則に即してこれからも、歩みを続けていくことが不可欠です。

公民館の本来の役割を失い、存在の意義をなくしてしまう指定管理者制度導入に対し、本審議会は導入すべきでないという結論に達しました。ここに答申いたします。

福生市公民館運営審議会

(任期：平成17年度～18年度)

委員長	田中加代
副委員長	高崎賢啓
	佐々木京子
	本村 誠
	市川重一
	宍戸千里
	林 幸子
	清水由美
	高水清安
	朝岡幸彦

平成18年2月10日

福生市公民館

館長 坂本幸雄 様

福生市公民館運営審議会

委員長 田中加代

公民館の管理運営について（答申）

平成17年8月3日付け、福教公発第92号により諮問のあったこのことについて、本審議会（平成17・18年度）はその一部である“自主サークル活動の公共性のあり方について”“事業評価について”について以下のとおり答申いたします。

（指定管理者制度導入については、平成17年11月30日に答申済み）

1 指定管理者制度導入について

教育機関である公民館には指定管理者制度導入はすべきでない。

2 自主サークル活動の公共性のあり方について

3 事業評価について

自主サークル活動の公共性のあり方について

(1) 公民館における自主サークル活動の現状

福生市公民館に自主サークルの届けを出して活動しているサークルは、平成16年度実績で本館115サークル、松林分館46サークル、白梅分館56サークルと合計217サークルで、歴史の長いサークルや結成して間もないサークルがあり、活動内容も学習や地域課題に取り組んだり、コーラスや踊り、手芸や書道のサークルなど多種多様です。

こうした自主サークル活動の多くは公民館の講

座に参加し、その後さらに学習を続けたいという意欲が生まれたり講座での出会いをきっかけに、このメンバーの人たちとずっと活動を続けたいという要求から結成されることが多く、サークル活動は週1回、月1回、2ヶ月に1回、不定期というように公民館の利用頻度も様々です。

また、サークルの会員数については、以前は10～20名というようにメンバーが多いサークルがほとんどであったのに対して、この10年間は1サークルのメンバーが少ないところが増えている特徴が見られます。この傾向はサークルに新しく加入する人が減っていることも原因してい

と思われる。

(2) 公民館における自主サークル活動の意義

公民館は憲法、教育基本法、社会教育法に定められた公的教育機関であることはすでに述べたとおりです。また、公民館は市の予算に基づいて運営されており、そこでの行為は必然的に公共性を持つともいえます。公民館はいつでもだれでも自由に利用できる施設であり、地域住民の交流や学習を目的とした活動に開放されています。そして、公民館は市民一人ひとりの学習要求や生活課題解決への取り組みに応え、支援する教育機関であり、市民一人ひとりの学習する権利を保障し、常に人的な面、施設面、物的面から支援することを責務としています。また、公民館で企画開設される講座は社会教育の視点で行われることが基本となりますが、社会教育の視点で行われる学習とは、単に個の知識欲を満足させ、個別な技術や芸術性を高めることのみが目的とされているわけではありません。公民館における学習は市民と市民が出会い、共に学ぶことで個から集団活動へと発展し、さらに相互の学習は主体性を確立し、自治力や市民力を育てていくことが期待されています。

人は集団に身を置いた時、自身を理解してもらいたいと願い、相手を理解しようと努力します。そして、その集団の質が高まれば高まるほど、互いに主体性を持った一人の人間として成長し、地域に住み共に生きていくことの意義を見出していくのです。公民館における自主サークル活動が、人と人との共同学習から、人権意識、平和、民主主義を育てている場であると考えます。

(3) 公民館の課題

公民館職員は、学習の主体者が市民であるということを意識して、事業計画や企画をしなくてはなりません。また、市民自らが生活課題を見出し、学習課題に組みかえる力を持つことができるように学習内容を構成していくことが必要です。主催講座から自主サークル活動へと移行したのち

も、サークルメンバーの一人ひとりが主体的に活動し、サークル自体の運営に参加していくよう見守り、助言する必要があります。そこで育まれた市民力が、やがて地域の様々な課題に取り組む市民参画の意志や、意欲へと発展することが望まれます。

(4) 公民館における自主サークル活動の公共性と課題

市民にとって自主サークル活動は仲間と出会う楽しみであり、日常生活が充実して日々の暮らしの励みや活力にもなり、人が生きるうえで大きな意味を持っているといえます。しかし、公民館における自主サークル活動が、個人の楽しみや個別の学習要求を満たすためだけにとどまるならば、公民館を私的に利用していることになりかねません。市民が公民館の部屋や設備を利用できさえすれば良いと考え、公民館本来の役割を全く理解しないならば、市民としての自覚と責任という点で大きな問題といえます。

また、自主サークルが公共的な意義を持つためには、公民館の運営が人任せであつたりせず、メンバーの一人として共に考え、主体的に関わっていく必要があります。

それゆえ利用者連絡会や交流会といった公民館利用者と職員が一同に集まり、話し合いをする定例会へ参加することも大切になります。利用者連絡会や交流会に参加することで、他のサークルとの情報交換ができ、また公民館に関する知識を深め、自分たちの活動を見直すことができます。

本館や分館における「本館まつり」や「白梅まつり」、松林の「だれでもなんでも展」への参加は、みんなで作り上げるためにサークルを超えた連帯や共同を育みます。

各館で行われる研修会は、より具体的に公民館について学ぶ場です。また、公民館のつどいは3館の利用者が様々な課題別分科会の企画運営に主体的に関わり、市民と共に問題解決に向けて考え

る場です。

こうした一連の活動の場への参加は、「自主サークル活動の公共性」をより確かなものにしていきます。公民館における自主サークルの公共性とは市民の意志を反映した公民館づくりであり、ひいては市民による市民のための地域づくりであるといえます。

(5) 今後にむけて

少子高齢社会に向かう現在、自主サークル活動は地域で人が人らしく生きる力となり、これからますます大きな意味を持つものであると考えます。それゆえ(4)の項目であげた課題に取り組むことが、今後自主サークルと公民館にとって大きな目標となります。

また、自主サークルが公民館を利用し意味のある広い視野を持った活動をしていくためには、お互いのサークルの活動状況を公開し合うことも必要であると思います。サークル活動の内容を公開することでサークルとしての社会性が磨かれ、第三者に公開されることで自主サークルの公共性はより確実に意識されるものとなります。

自主サークルがいきいきと活動し、公民館の豊かな発展をみざして共に創造していくことが必要です。

事業評価について

(1) 職員と事業の関わり

現在、福生市公民館では年間およそ80講座が開設され、述べ8216人の市民が参加しています。(平成16年度事務報告書)講座の内容は実に多種多様で、人権、環境、教育、福祉、財政や文化、芸術などの事業が組み込まれています。

こうした事業は市民の要望、また日常生活や社会状況の中から課題を立てて企画、開設されてい

ます。そして、公的教育機関である公民館で行われる事業は、全て市の予算で実施されています。公費で行われる学習であるからには、学ぶ市民側と事業を企画、開設する公民館(職員)双方に大きな責任があるということです。

事業をになう公民館職員の役割は、社会教育法第3条の中で“市民の学びを支援する環境の醸成にある”と明記されています。市民が望む職員の専門的力は、社会情勢や地域の動きを分析し、市民の生活課題から学習課題へとつなぎ、学習要求に即した支援を行い、さらにまちづくりへとつなげていくことです。しかし、これ以外にも様々な専門的力が望まれますが、それらが十分発揮され、機能する体制を整備、維持することは現実的には大変厳しい状況です。そのためには、市民の学びを保障する職員としての誇りと責任を常に自覚し、市民サービスの質の向上を迫る姿勢が望まれます。

人事異動や職員の採用時に社会教育を学ぶ制度の確立、職員全員の研修等が必要です。公民館職員は市民の要求や意見を常に受け止める姿勢が大切であり、そうした意味においても評価し、評価を受けることは不可欠であると思われます。

(2) 評価基準と公開の意義

公民館の事業評価基準は、教育基本法、社会教育法等の関連法に明記されている公民館の役割にそった事業内容であるかを、市民の視点から照合されなければならないでしょう。

具体的な項目としては、事業の目的や方向性の明確化、事業対象、市民参画の有無、短期的効果と長期的効果の両面からの評価、計画実施の達成状況、次年度への課題や改善点の提示です。

重要な評価の留意すべきポイントは、二つあります。市民と職員が連携協力し、市民と共に学習の成果が十分発揮できるような場、機会を確保したかどうか。共有する情報を積極的に活用することで、市民参画を実効あるものとする事業を展開

したかどうかです。市民参画の度合いが市民の学び合いから、市民が主役となれるまちづくりへとつなぐ決めてとなります。

(3) 今後に向けて

事業評価が公開されることは、非常に意義深いものがあります。全ての事業内容は市民にわかりやすく情報公開されることが必要です。さらに、市民が企画、計画、実施、運営、評価に参画する仕組みが確立されることが望まれます。情報として公開されることで、公民館職員と市民間での意見交換の場が確保され、共通理解ができ、公民館の効果的な運営にもつながると思われま

す。また、利用者連絡会や交流会で公開されることは、本館、分館での一般市民への公開となり公民館事業を広く市民に周知し、公民館の存在を市民により近づける効果を生むと考えます。こうしたことが、市民と職員の信頼関係を育み、市民の公民館に対する認識もより深まるものと考えます。

公民館運営審議会は、公民館から提示される事

業評価表に対してこれを重く受け止め、責任を持って取り組み審議していきたいと考えます。

まとめ

公民館は、今大変厳しい状況にあります。様々な法律の改正、ことに社会教育法の改正（平成11年、13年）、地方自治法の改正（平成15年）に伴う「指定管理者制度」の導入問題は公民館にとって大きな課題提起となりました。公民館運営審議会は、諮問事項に含まれる課題に対して、定例会や小委員会において何度も検討し、討議を重ねました。そして公民館はその時代や社会とともに常にどうあるべきかを問う必要があることを改めて感じております。

今後、社会状況がどのように変化しても公民館が社会教育の拠点として、市民の財産として、次世代へ確実に引き継がれることを責務として、公民館運営審議会はこれからも一層の努力と研鑽を重ねていきたいと考えます。

公民館運営審議会だより

第97号 2006.4.8

審議会の活動報告、公民館の取り組みについてお知らせします。また、公民館の活動、市民の参画、職員と市民の関わりについてお知らせします。公民館の活動、市民の参画、職員と市民の関わりについてお知らせします。



福生市公民館	福生市福生2-4-33	TEL. 0552-3711
公民館総務科	武蔵野台1-15-1	TEL. 0552-3624
公民館印刷科	福生5-9-1	TEL. 0553-3454

答申提出までの過程

8月11日	定例会	・第6回公民館運営審議会において館長より、「公民館の管理運営について」1 指定管理者制度導入について、2 自主サークル活動の公共性のあり方について、3 事業評価について諮問を受ける
9月8日	定例会	・諮問について 3つの項目のうち「指定管理者制度導入について」は、11月末に答申を出す事を決める ・小委員会を設置し定例会以外に集まり、具体的に進めていく事になる。次回の小委員会までに指定管理者制度についてレポートを出し合う。
9月22日	小委員会	・委員からのレポートを読み合い、意見交換をする。
9月29日	小委員会	・委員からのレポートを集約し、答申の項目を出し合う。
10月6日	小委員会	・公民館について、社会教育法を基に職員と共に研修する。
10月13日	定例会	・各委員から出されたレポートをもとに、指定管理者制度が公民館に導入されることがどうなのか、議論し合い問題点をまとめてみる。
10月17日	管外研修	・指定管理者制度を導入した男女共同推進センター「エセナ大田」に委員5名が研修に行く。
10月20日	小委員会	・答申に入れる項目で福生市公民館の歴史について、職員と共に過去の資料を読み合う。
10月27日	小委員会	・答申を具体的に作成する事にむけ項目別に、2つのグループに分かれまとめることを話し合う。各グループで文案を考えてくる。
11月2日	1グループの集まり	・公民館の歴史、公民館の役割について、文案を読み合い項目を整理する。
11月3日	2グループの集まり	・教育機関としての公民館の可能性、職員の専門性について文案を読み合い項目を整理する。
11月10日	定例会	・各グループで作成した文案について意見交換をする。
11月17日	小委員会	・定例会に提出された問題点について話し合う。
11月22日	小委員会	・答申（案）を読み合う。
11月24日	小委員会	・答申（案）を読み合い、更に修正を加える。
11月30日		・答申「公民館の管理運営について」1、「指定管理者制度導入について」を公民館長に提出する。
12月1日	小委員会	・職員の専門性や事業、サークルの現状を捉え合う。
12月8日	定例会	・事業評価について 現在行っている評価について職員より話を聞く。
12月12日	小委員会	・答申に盛り込む項目について意見を出し合う。
12月15日	小委員会	・2.「自主サークル活動の公共性について」3.「事業評価について」の項目を整理する。次回の委員会までに各委員が項目別に文章（たたき台）をまとめてくる。
12月20日	小委員会	・文章（たたき台）を読み合い、意見交換する。
12月22日	小委員会	・文章（たたき台）を整理する。更に修正が必要なところを検討する。
1月5日	小委員会	・2.「自主サークル活動の公共性について」3.「事業評価について」の文をまとめる。

1月6日	小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申文(案)を更に読み合い、修正を行う。 ・ 「諮問から答申までの審議経過(案)」を作成。
1月10日	小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申文(案)を更に読み合い、修正を行う。 ・ 「諮問から答申までの審議経過(案)」を作成。
1月12日	定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員より文案の内容、表現について意見交換をする。
1月18日	小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再度読み合い検討修正する。
1月26日	小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申(案)の最終確認をする。
2月9日	定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申(案)を読みあげ、本審議会で修正する。
2月10日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申「公民館の管理運営について」2. 「自主サークル活動の公共性のあり方について」3. 「事業評価について」を公民館長に提出する。

福生市公民館運営審議会

(任期：平成17年度～18年度)

委員長	田中加代
副委員長	高崎賢啓
	佐々木京子
	本村 誠
	市川重一
	穴戸千里
	林 幸子
	清水由美
	高水清安
	朝岡幸彦

平成11年8月31日

福生市公民館

館長 島崎 正雄 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 田中 加代

要望書

福生市公民館が設立され、すでに20年余りがたちます。公民館は、市民の自主的な学習・文化活動の拠点としてますます期待が高まっております。

福生市公民館条例は、社会教育法第20条の目的を達成するために、同法第24条の規定に基づき、福生市公民館の設置及び管理について必要事項を定めておりますが、社会教育機関である公民館の民主的な運営と、市民の学習する権利を守り援助するための条例であります。平成11年7月8日、社会教育法が改正されましたが、福生市においては社会教育が今後ますます充実し、ひいては文化・福祉の発展にもつながることを願い、現行条例の存続を強く要望いたします。

要望事項

社会教育法の今時改正（平成11年7月8日）に伴う福生市公民館条例の改定をせず、現行どおりのまま存続すること。

以上

平成11年9月21日

福生市教育長

来住野 和也 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 田中 加代

要望書

福生市公民館が設立され、すでに20年余りがたちます。公民館は、市民の自主的な学習・文化活動の拠点としてますます期待が高まっております。

福生市公民館条例は、社会教育法第20条の目的を達成するために、同法第24条の規定に基づき、福生市公民館の設置及び管理について必要事項を定めておりますが、社会教育機関である公民館の民主的な運営と、市民の学習する権利を守り援助するための条例であります。平成11年7月8日、社会教育法が改正されましたが、福生市においては社会教育が今後ますます充実し、ひいては文化・福祉の発展にもつながることを願い、現行条例の存続を強く要望いたします。

要望事項

社会教育法の今時改正（平成11年7月8日）に伴う福生市公民館条例の改定をせず、現行どおりのまま存続すること。

以上

平成 11 年 10 月 18 日

福生市教育委員会

教育委員長 田村 征利 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 田中 加代

福生市公民館条例に関する要望書

福生市公民館が設立され、すでに 20 年余りがたちます。公民館は、市民の自主的な学習・文化活動の拠点としてますます期待が高まっております。

福生市公民館条例は、社会教育法第 20 条の目的を達成するために、同法第 24 条の規定に基づき、福生市公民館の設置及び管理について必要事項を定めておりますが、社会教育機関である公民館の民主的な運営と、市民の学習する権利を守り援助するための条例であります。平成 11 年 7 月 8 日、社会教育法が改正されましたが、福生市においては社会教育が今後ますます充実し、ひいては文化・福祉の発展にもつながることを願い、現行条例の存続を強く要望いたします。

要望事項

社会教育法の今時改正（平成 11 年 7 月 8 日）に伴う福生市公民館条例の改定をせず、現行どおりのまま存続すること。

以上